

農地転用許可後における留意事項

農地転用許可を受けた後の転用事業の施行に当たっては、下記のごとくに十分留意されるようお願いいたします。

記

- 1 速やかに着工し、転用目的どおりに施行すること。
(注) 工事進捗状況が大きく遅れる、又は許可申請書のと通りの事業を行っていない場合、指導及び勧告の対象となります。また、指導及び勧告を受けた転用事業者は、新たな許可申請があっても許可できない場合があります。
- 2 転用目的どおりにできない事情が生じた場合は、計画変更等農地法上の手続について、事前に農業委員会及び県に相談すること。
- 3 農地転用に伴う地目変更の際は、農業委員会が発行する現況証明に基づいて地目変更手続を行うこと。
- 4 工事進捗状況（本件許可の日から3か月後及びその後1年ごと）及び工事完了の報告を行うこと。
- 5 転用許可後において近傍農地に紛争や被害が生じた場合は、誠意をもって話し合い、責任をもって解決を図ること。